

名古屋市千種区選挙管理委員会告示第 15 号

令和 8 年 2 月 8 日執行 第 51 回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官  
国民審査における期日前投票管理者職務代理者の辞任による期日前投  
票管理者職務代理者の変更について

令和 8 年千種区選挙管理委員会告示第 14 号（公職選挙法第 48 条の 2 第 2 項  
により読み替えて適用される第 37 条第 2 項及び同法施行令第 24 条第 1 項の規  
定に基づき、令和 8 年 2 月 8 日執行 第 51 回衆議院議員総選挙・最高裁判所  
裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理する者  
を選任した告示）の一部をつぎのとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

名古屋市千種区選挙管理委員会委員長 谷 口 佳 子

- 1 期日前投票管理者の職務代理者に選任する者  
(別紙省略)
- 2 期日前投票管理者職務代理者を辞任した者  
(別紙省略)

名古屋市千種区選挙管理委員会事務室